

銀行の見る決算書のポイント

銀行から高い評価を得るためには、財務内容が大切であることは、これまでもお伝えした通りですが、銀行が融資審査を行う際においては、圧倒的に「定量分析」を重要視しています。その割合は7～8割程度と言われます。そして、その数字の大部分は、決算書の数字で判断されています。

期の途中の成績参考資料である試算表の内容が良くても、素晴らしい事業計画書を作ったとしても、それはほんの一部の参考情報程度でしかなく、決算内容が悪いとカバーしきれません。

決算書は、通常1年に1回しか出ませんので、一度悪い決算をした場合、それ以降、次の決算までの一年間はずっと付いて回るわけですから、どれほど決算書が重要なものかということが理解できるかと思います。

ここでは、銀行の見る決算書のポイントについて、銀行員がどのような視点を持って見ているかを解説していきます。

まず、銀行員が決算書を預かって最初に見るところは、損益計算書の売上高や利益もそうですが、何よりも貸借対照表の右下にある「純資産合計」です。ここが、プラスなのかマイナスなのか。つまり、プラスであれば「資産超過」、マイナスであれば「債務超過」ということです。

債務超過というのは、理論上、会社が破綻しているということです。もしその時点で会社を清算して、資産を全部現金化して負債に全部当てたとしても足らずに負債が残ってしまうという状況です。債務超過ですとその融資案件は、非常に厳しいものとなります。

もちろん、それだけで完全に融資がNGとなるかといえば、そうではなく、ケースバイケースではありますが、少なくとも無担保プロパー融資は難しいでしょう。また、新規取引銀行への融資申し込みの場合も難しいと思った方が良いでしょう。

また、純資産がマイナスかプラスかというのは非常に重要なポイントですが、クライアント企業の決算書を確認した結果、純資産がプラスとなっても安易に安心してはいけません。表面上プラスなだけで、実態としてプラスかどうかは、内容を精査しなければ分からないからです。

銀行は、もちろん、そのことをよく知っていますので、決算書の数字通りには受け取りません。その決算書が実態を表しているのか、修正 B/S を作成して実態を見極めます。

それでは、具体的に銀行はどのような部分を確認して、実態把握をしていくかを各項目ごとに解説していきます。

貸借対照表

【流動資産】

●現金・預金

預金は、通帳を確認すれば一目瞭然なので、実態と違う数字が計上されているケースは非常に稀です。きちんとした決算書であれば、銀行の残高証明も添付されています。

一方、現金は実際の残高と違う数字が計上されているケースを見ることがあります。というよりも、実際の残高が分からない。と言った方が良いのかもしれませんが。管理がずさんで決算日の現金残高が不明で、だいたいこのくらいという感じです。税理士においても、顧問先とのコミュニケーション不足によりおおよそで処理するケースがあるようです。

現実的にあり得るボリュームが計上されているのであれば良いですが、明らかに現金として持つような金額ではない額が計上されていると、当然不信を買い、決算書の全体的な信用を失いますので、きちんと処理すべきです。

現実的でない金額が計上されている場合で、合理的な説明ができない場合、資産として評価もされません。

●受取手形・売掛金

売掛金や受取手形といった売上債権は、流動資産の中でチェックされる代表格です。売上債権が適正なボリュームで計上されているかについては、売上債権回転期間を確認して判断します。

銀行員は、社長と会話する際に、「売上金が入ってくるのは、何ヵ月後ですか？」と売掛金の回収サイトを聞いたりします。たとえば、当月末締め翌月末払いの場合であれば、回収サイトは1ヶ月です。この場合、売掛金の残高は、平均月商の1ヶ月分から1.5ヶ月分程度の金額が正常です。ところが、3ヶ月や4ヶ月分の金額が決算書に載っていると、「社長の話と違いますね。」となり、売上債権の中に不良債権が含まれているのではないかと、水増ししているのではないかと疑います。

また、売掛金の回収サイトが業界平均に比べて長いのか短いのかというように、同業他社との比較も行ったりします。長いということは、売上が発生してから売上金を回収するまでに時間がかかるということですので、当然、資金繰りを悪くします。そのため、業界平均が1ヶ月サイトなのに対して3ヵ月もあるような場合は、その情報だけでも業界平均より資金繰りの悪い会社だと銀行から見られることとなります。また、前期の決算に比べて長くなったのか、短くなったのかという点もチェックします。前期決算の数字に対して1ヵ月以上長くなっていると、銀行は警戒し始めます。

業界平均と比べて回収サイトが長くなっている場合で、未回収の売上債権があったり、水増しが行われているわけではなく、特殊事情や合理的な理由がある場合は、きちんと事前に説明しておく必要があります。

●棚卸資産（在庫）

棚卸資産（在庫）も要チェック項目です。

在庫が適正なボリュームであるかの判断をする上では、棚卸資産回転期間（在庫回転期間）を確認します。この中に不良在庫が含まれていないかがポイントとなります。

在庫とは、モノを仕入れてから、売れるまで会社の倉庫で眠っている状態のことです。その期間が長いということは資金を在庫という形で停滞させることとなりますので、資金繰りを悪くします。棚卸資産回転期間が業界平均よりも長いということは、不良在庫が含まれているとか、トレンドが過ぎた服などのように売り物にはできないが処分することができずに残ってしまっているということが考えられます。

また、利益を出すための粉飾決算の手法として在庫を水増しするケースは多く、粉飾決算をしてしまったために膿が溜まり、業界平均よりも回転期間が長くなっているケースもあります。

このようなことを銀行は疑ってきます。銀行員は、各業界の在庫の適正水準について詳細な感覚を持っているわけでは
ありませんが、社長へのヒアリングによる情報と決算に表されている数字の差異を見ながら判断しますので、決算数字と矛盾
する内容を説明すると、疑いを深めます。

棚卸資産回転期間は、短いほうが基本的には良いですが、あまりにも短いと、逆に在庫が足りていない状態、つまり
欠品状態にあり、せっかくの販売チャンスを逃すという機会ロスに繋がりますので、適正在庫を保持しつつ、資金繰りに影
響を与えないように在庫管理を行う必要があるということになります。

●短期貸付金

短期貸付金は、銀行から不良資産ではないかと疑われる代表的な資産科目です。

特に社長や親族役員への貸し付けや、関係会社への貸し付けなどは、一応帳簿上は貸し付けていることになっていま
が、その貸付金が返ってくる見込みはほとんどないというケースが多くあります。

貸付金の残高の推移は、3期分の決算書を確認すればわかりますので、塩漬けになってしまっているのかわかるはず
に分かります。もし、塩漬け状態ではなく、きちんと返済を受けている場合は、説明と補足資料によりきちんと説明する必
要があります。

これは、短期貸付金に限らず、固定資産に計上される長期貸付金にも同じことが言えますし、その他にも、仮払金、
前払費用、前渡金、未収入金、立替金などの勘定科目も数字が目立つほど大きくなると、資産として計上されているも
の、実質不良資産ではないかと疑われることとなります。

仮払金、前払費用、前渡金、未収入金、立替金などの科目は、銀行や信用保証協会では「雑勘定」と呼び、この
勘定科目の金額が多いことを嫌い、評価を落とす原因となります。

【固定資産】

●有形固定資産

有形固定資産には、土地、建物や建物附属設備、機械装置、車両などがあります。

不動産の価値は、バブル期のように価値が上昇し続ける時期もありました。しかし、現在においては、一部の都市圏を
除いて、バブル期に購入した不動産は大きな含み損を抱えていることが多いです。銀行もその部分を気にしますので、決
算書に土地や建物などの不動産があると、含み損の有無について調査します。

不動産の評価については、各金融機関によって様々ですが、2日目の講義にて不動産担保の評価についてお伝えし
ましたので、レジュメを参考にしてください。

建物や機械装置、車両などは、減価償却費として経費に算入しますが、法人税法上、減価償却費の計上が任意と
されているので、減価償却費を計上してしまうと赤字になるような場合に減価償却費を計上せずに表面上黒字に見せる
会社も多くあります。

銀行は、もちろんこの現状を知っていますので、しっかりと減価償却がされているかという部分を確認します。決算書の

別表に固定資産の明細があり、そこに減価償却対象資産の状況が載っていますので、そこで確認します。

減価償却を正常に行っていない会社の固定資産の簿価は、きちんとしている場合と大きく差が出ますので、含み損が発生するということになります。償却不足のある会社の場合は、銀行は実態の数字にするために法定償却をした数字に直します。

このように、銀行の審査においては、減価償却をせずに利益が出ているように見せたところで、結果的には実態の数字に引き直されますので、あまり意味がありません。

●無形固定資産

無形固定資産には、特許権などの知的財産権やソフトウェア、営業権などがあります。

例えば、ソフトウェアであれば、自社独自の POS システムとか在庫管理システムなどは、その会社専用に作られたものが多いので、それをそのまま他社に転売することができるかという、ほとんどできませんので、対外的な価値はほとんどありません。たとえ、それを購入するときに 1000 万かけたとしても、流通性がないので、結果的に実態として資産価値はないと判断せざるを得ません。流通性があることを証明でき、明確に価値を示せる場合は、資産価値を評価します。

●投資その他資産

投資その他資産には、長期貸付金や差入保証金、長期前払費用、保険積立金、投資有価証券、子会社出資金、関係会社株式などが計上されています。

資産価値を疑われる代表的な科目は、長期貸付金、投資有価証券、ゴルフ会員権、子会社や関係会社への出資金などです。

長期貸付金については、短期貸付金の箇所で説明した通りですが、子会社や関係会社があり、貸し付けが行われていたり、出資がされているというケースはよくあります。

そのような子会社や関係会社への出資金や貸付金は、単純に子会社や関係会社の赤字補填に使われていることが多く、会社の資金が関係会社に流出してしまっただけで資産価値はないと見られます。

長期貸付金がきちんと返済されている場合は、そのことをしっかり説明する必要があります。

出資の場合は、配当がされていること、もしくは、その資金によって関係会社の業績が伸びていて株価の算定が可能という状況であれば資産として評価されることもありますが、ほとんどの中小企業では、関係会社への出資金は、資産として評価できないという判断となります。

投資有価証券やゴルフ会員権などについては、時価に引きなおし簿価との乖離を調査します。

特に上場企業の株は、常に値動きがあり、買った時の値段と現在の値段が違うことがほとんどですが、中小企業の会計処理の現場では、有価証券を毎回時価で評価しなおして決算書に計上することはされず、買った時に帳簿につけた値段、つまり「簿価」がそれ以後も変わらず計上されます。

しかし銀行は、企業の実態を判断するために、時価を算出して簿価との乖離を調査して、含み損や含み益を確認します。

その評価方法は、上場企業の株のように値段が分かるものは、そのときの時価で評価します。一般的な中小企業の株の場合は、銀行は基本的にゼロ評価とします。ただし、上場企業でなくとも、実際に出資に対する配当があるなどの証拠書類を提示できるのであれば、場合によっては評価されることもあります。しかし、上場企業以外の株式は、換金性があることとその価値を説明できない限りは、ほぼゼロ評価と考えて良いでしょう。

ゴルフ会員権は、相場を調べて価値を評価します。他の資産と同じように流通性のあるものは評価をしますが、流通性のないものはほぼゼロに近い状態で見られます。なお、信用金庫への出資金は換金性がありますのでその金額で評価します。

●繰延資産

繰延資産には、創立費や開業費、試験研究費、開発費、新株発行費、社債発行費などが計上されています。

科目名を見れば想像できる通り、これらは、すでに支払ったものであり、本来であれば費用処理すべきものを、資産として計上し、償却という形で費用として処理をすることが認められたものです。

つまりは、これらはサンク・コストであり回収できるものではなく、これらの投資によって開発された商品や技術などで投資回収を行っていくものです。したがって、繰延資産自体の資産価値を評価することはできません。

IT 会社などは、多額の開発費を計上しているケースをよく見かけます。本来であれば、費用として損益計算書に計上すべき、人件費や外注費を開発費として資産計上するのです。すると、経費ではなく開発費という資産として計上されるので、利益を増やす効果があります。同じような理由で試験研究費を計上している製造業などもあり、利益を増やして赤字を黒字に見せているケースを見かけますが、この試験研究費には、やはり資産価値がありません。

【流動負債、固定負債】

負債の部に粉飾がされているケースは少ないと言えます。

稀に、借入金（銀行融資）をごまかしているケースを見かけますが、銀行取引の観点で言えば、最もやってはいけない粉飾でしょう。

ひどいケースでは、取引銀行ごとに科目内訳書を変えて提出し、提出先銀行以外の銀行の借入を減らして、借入総額を少なく見せているという例があるようですが、愚の骨頂と言えます。そのようなことをしている会社は、早晚銀行にばれてしまい、信用は地に落ち、事業の継続は危ぶまれるでしょう。

こういうことをしている会社の社長に限って、おっちょこちょいなところがあり、テレコに提出してしまって、銀行にばれてしまったなどという耳を疑うような話もあります。実際に私の顧問先でも、顧問として関与する前にまさにこのような事件が起こり、金融機関からの信用が失墜しているケースがありました。

●支払手形・買掛金

前述の売掛金と受取手形のチェックの内容と対になる内容として、仕入債務が適正なボリュームで計上されているかということもチェックポイントになります。その際は、仕入債務回転期間を確認します。

売上債権回転期間とは逆で、回転期間が短いということは、仕入債務を支払う期間が短く、資金繰りが忙しいということになります。回転期間が長いということは、支払いの期限が長いので資金繰りに余裕が出ます。

売上債権回転期間よりも仕入債務回転期間のほうが短いと、売上金の回収よりも先に支払いをしなければならなくなるので、資金繰りが厳しい会社だということになります。逆に仕入債務回転期間のほうが長い場合は、売上金を回収した後仕入債務を支払えるので、仕入にかかる運転資金は必要なくなります。

この2つと在庫回転期間を見ることで、取引先企業の資金繰り状況を予測し、売上債権と買入債務、在庫残高から正常な運転資金（経常運転資金）のおおよその金額を把握します。

経常運転資金 = (売掛金 + 受取手形 + 棚卸資産) - (買掛金 + 支払手形)

CCC = 売上債権回転日数 + 棚卸資産回転日数 - 仕入債務回転日数

※CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）とは、小売業であれば「キャッシュ→商品→支払→販売→回収」、製造業であれば「キャッシュ→原材料→支払→製造→販売→回収」という一連のサイクルにおける各過程の回転日数に基づいて、「運転資金要調達期間」を算出する指標です。

●役員借入金

ほとんど中小企業の社長というのは、大株主であり代表取締役です。したがって、銀行からも「社長 = 会社」「会社 = 社長」と見られていますので、「社長のお金 = 会社のお金」「親族役員のお金 = 会社のお金」と見ることができます。

そのような判断からすると「役員借入金 = 資本金」と判断することもできるということになります。

実際、銀行の査定においては、役員借入金が生社長からの借入れや、親族などの役員からの借入れで、借入れとは言ものの、その実態としては、借りっぱなしになっており、出資に近い状態であれば、それは資本金としてみなせると判断しています。

これは、金融庁による「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においても、「代表者等の借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。」としています。つまり、社長や親族役員からの役員借入金を資本金とみなしていいということです。但し、「代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない」としていますので、あくまでも返済を要求しない場合に限り資本金としてみることができるということです。

この場合は、あくまでも金融機関の資産査定において役員借入金を資本金と「みなす」わけですが、はっきりと資本金とするには、社長が役員借入金という債権を出資に振り替える（DES）ことで、銀行のみならず、対外的にはっきりと資本金として見せることができます。増資の手続きには、登録免許税などの費用がかかりますので、実際に増資の登記をして資本金としてはっきり見せるか、役員借入金そのままにしておくかは、その会社の判断となります。

また、役員借入金は、多くの場合、短期借入金として計上されています。

短期借入金とは、1年以内に返済する借入金ですが、役員借入金はその実態として、借入期間が長期化しており、長期借入金とすべきケースが圧倒的に多くあります。したがって、税理士さんにおいては、クライアント企業の実態を確認の上、短期借入金に計上するのか長期借入金に計上するのかきちんと考えてあげて欲しいと思います。

これにより流動比率や当座比率、固定長期適合率、固定比率などの財務指標にも影響があります。一般的には、短期借入金に計上するよりも長期借入金に計上した方が、これらの指標は良化しますので、多少は銀行の審査にもプラスに働きます。テクニク的な話でしかありませんが、実態に即した処理をするという意味でもきちんと判断すべきでしょう。

損益計算書

●売上と利益

企業のここ最近の成長性を見るために、決算書の損益計算書を3期分並べて、その売上、利益が過去3年間で増えているのか減っているのか3年間推移を確認します。

増収増益が理想的ですが、減収増益、つまり売上が減ったとしても利益は増えているのであれば、例えば、不採算部門を削ったために全体的な売上が下がってしまったが、その効果で赤字部門がなくなったので利益が増えたというように、効率的な経営体質となったという判断ができます。一方、増収減益のように売上が増えていても利益が減ってしまえば、経費の無駄遣いや販売や仕入れなどの取引条件の悪化など、経営に問題が発生していることが考えられます。

このように、単純に売上や利益が増えた、減ったという点を見るだけではなく、その内容も経営者からヒアリングを行い、実態の動きを見て判断します。

●営業利益、経常利益、当期純利益

金融機関は、損益計算書に出てくる利益の中でも本業の利益である「営業利益」、そして企業の総合力を表す「経常利益」の2つを重視します。

営業利益が出ていないのであれば、極端な話、事業を続ければ続けるほど赤字が増えるという状況だと判断します。最低限、本業の利益である営業利益が出せていない会社に融資はしません。

一方、経常利益というのは、営業利益に営業外収益をプラスし、営業外費用をマイナスしたものです。営業外費用の大部分は多くの場合、銀行から借りている融資の利息です。つまり、経常利益がプラスでないということは、利息が払えない状況にあるとなります。利息は、銀行にとっての売上ですので、利息が払えないという状況は非常に重いことです。したがって、経常利益の出ていない企業にも融資は消極的です。

最終の利益である「当期純利益」は、営業利益、経常利益に比べると重要度が下がります。

例えば、その年に売却した土地の売却損や社長が会社に貸し付けているものを債権放棄することで発生する債務免除益など一時的な要因であったり、本業とは関係ない処理により発生する特別利益や特別損失などの影響を受けます

ので、本来の会社の収益力を判断するには参考にならないケースも多いからです。

●キャッシュフロー

キャッシュフローを簡易に計算する際は、一般的に経常利益から法人税等を差し引いた金額（税引後経常利益）に減価償却費をプラスして算出します。（経常利益のほか営業利益や当期純利益を基に計算するケースもあります。）

キャッシュフローは、返済財源になりますので、銀行が融資の審査をする際に、その企業がきちんと返済できるかどうかを判断する上では、非常に重要なポイントです。

キャッシュフローが年間の返済額を上回っていれば、その企業は、キャッシュフローから返済をすることができるということになります。逆に下回っている場合は、返済する資金が足りなくなるということですので、銀行は融資を警戒します。

例えば、月 100 万円の元金返済がある企業の場合、年間 1,200 万円の返済になります。1 年間の経常利益から法人税等を差し引いた金額と減価償却費を足した金額が 1,200 万円を超えているか、いないか、がポイントとなります。

ただし、実際の中小企業の現場を見れば、十分な返済財源としてキャッシュフローが出ているかと言えば、実態として、多くの企業では出ていません。

では、銀行は、返済財源が出ない会社には貸さないのかといえば、実際には貸します。

現実的には、不足する分を追加で借りたお金で返しているというのが中小企業の実態です。ただし、銀行の考え方として理論上はこの返済財源をみていますし、返済額に対して大きく不足している場合は、追加の融資は難しいという判断になります。